**令和８年（フ）第２３３号**
兵庫県明石市小久保４丁目10番地の12　カームハイツ103号
債務者　杉谷　竜馬
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和８年（フ）第４６号**
兵庫県佐用郡佐用町漆野487番地
債務者　敏森　崇徳
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**令和８年（フ）第９０１号**
広島市中区加古町14番13―304号
債務者　隅川　直美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第９６１号**
広島市西区南観音３丁目10番27―203号
債務者　木下　　貢
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２８１号**
徳島県板野郡上板町神宅字西金屋18番地　神宅団地７号棟24号室
債務者　森江　里佳
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
徳島地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１１３号**
栃木県足利市堀込町126番地11
債務者　谷　　光春
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和８年（フ）第１１９号**
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅311
債務者　中三川ゆり子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和８年（フ）第１２７号**
栃木県小山市南乙女１丁目13番地11　サンガーデンメグミＢ202
債務者　小保方正和
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和８年（フ）第１０１４号**
千葉市中央区宮崎町495番地48　ロイヤルコーポ壱番館202号
債務者　工藤　大輝
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１１０３号**
千葉市若葉区桜木４丁目９番37号
債務者　佐野　友希
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１２４８号**
千葉県船橋市南三咲２丁目５番38号　パークサイド金子104号
債務者　高橋　広輝
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３０３号**
千葉県船橋市本町２丁目15番25―506号
債務者　高木　勇輝
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３０８号**
千葉県市川市欠真間２丁目27番９号（イケダハイツⅠ―106号）
債務者　松田　昭二
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３５０号**
千葉県市川市相之川１丁目７番Ａ棟1610号（市営住宅相之川第二団地）
債務者　西城　和光
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３７４号**
千葉市若葉区都賀３丁目１番23号
債務者　萩原　広樹
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３７７号**
千葉県市川市柏井町１―2203―１―113　第２県営柏井住宅、住民票上の住所千葉県市川市新井１丁目19番32―103号　（グラン・シャトー）
債務者　古賀　幸恵
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１４０２号**
千葉県船橋市咲が丘１丁目９番12号
債務者　大橋　妙子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係